

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則</p>	<p>奈良県文化財保存事務所の出張所の設置及び廃止に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 文化財保存事務所の出張所の設置及び廃止 (1) 奈良県文化財保存事務所唐招提寺出張所を設置する。 (2) 奈良県文化財保存事務所當麻奥院出張所を廃止する。 (第5条別表関係)</p> <p>2 施行期日 平成27年10月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

改正案		現行	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
奈良県文化財保存事務所薬師寺出張所	奈良市	奈良県文化財保存事務所薬師寺出張所	奈良市
奈良県文化財保存事務所唐招提寺出張所	奈良市		
奈良県文化財保存事務所称念寺出張所	橿原市	奈良県文化財保存事務所称念寺出張所	橿原市
奈良県文化財保存事務所長福寺出張所	生駒市	奈良県文化財保存事務所長福寺出張所	生駒市
		奈良県文化財保存事務所當麻奥院出張所	葛城市
奈良県文化財保存事務所法隆寺出張所	斑鳩町	奈良県文化財保存事務所法隆寺出張所	斑鳩町

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第一号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表奈良県文化財保存事務所薬師寺出張所の項の次に次のように加える。

奈良県文化財保存事務所唐招提寺出張所	奈良市
--------------------	-----

別表奈良県文化財保存事務所當麻奥院出張所の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

重要文化財(唐招提寺)旧一乗院宸殿ほか1棟保存修理工事の概要について



重要文化財 旧一乗院宸殿
正面全景



重要文化財 旧一乗院宸殿
屋根応急処置の状況
背面屋根に鉄板を重ねて、
雨漏りを防いでいる。

- ① 名称：重要文化財 旧一乗院^{きゅういちじょういん} 宸殿^{しんでん}、殿上^{でんじょう}及び玄関^{げんかん}
- ② 所在地：奈良市五条町（旧所在：奈良市登大路町）
- ③ 所有者：唐招提寺
- ④ 指定年月日：昭和 37. 4. 9
- ⑤ 説明：
時代 江戸時代 慶安 2 年（1649、隅木^{すみぎ}に書かれた墨書^{ぼくしょ}より判明）
構造様式 宸殿 桁行 23. 0m、梁間 15. 1m、入母屋造、向拝^{こはい}一間、銅板葺
殿上及び玄関 南面及び北面入母屋造、東面入母屋造、軒唐破風^{のきからはふ}付、銅板葺
旧一乗院宸殿、殿上及び玄関は興福寺旧一乗院跡^{きゅういちじょういんあと}から、昭和 39 年に唐招提寺へ移築された遺構である。移築以前は奈良地方裁判所の庁舎として使用されていた。建物の配置や全体の構成に寝殿造^{しんでんづくり}（※）の伝統を伝える建物として、全国的に貴重な価値を有するものである。（※寝殿造：平安時代に完成された天皇、貴族の住宅様式。）
- ⑥ 破損状況：
銅板葺屋根は耐用年限に達し雨漏りが生じ、背面では鉄板を重ねて雨水の浸入を防いでいる状況である。また軸部の不同沈下が著しく、基礎からの修理が必要である。H27・28 の 2 ヶ年の調査工事により修理方針を決定し、H29 年から本格的な工事に着手する。
- ⑦ 事業方針：調査工事
- ⑧ 事業費：総事業費：120, 000 千円／H27 事業費：50, 000 千円／H27 県費補助額：1, 500 千円